行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年4月8日	ダイワ運輸株式会社（法人番号1140001005025） 代表者木村泰文	兵庫県神戸市西区玉津町水谷410	神戸営業所	兵庫県神戸市西区小山1丁目6-10	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年11月20日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、(3)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）	12	2
令和2年4月13日	有限会社マルタケ運送（法人番号1120102026038） 代表者小森保正	大阪府泉大津市下之町4-28	本社営業所	大阪府泉大津市下之町4-28	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年10月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、(3)乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(4)運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、(5)運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、(6)運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）、(8)定期点検整備の実施違反（3ヶ月点検）（安全規則第13条、道路運送車両法第48条）、(9)運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）	4	4
令和2年4月13日	株式会社ジェイビーエス（法人番号5120001130399） 代表者弘瀬正明	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮3丁目20-4	本社営業所	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮3丁目20-4	輸送施設の使用停止（40日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年9月5日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、(3)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、(4)乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(5)運行指示書の作成義務違反（安全規則第9条の3第1項から第3項）、(6)運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）	4	4
令和2年4月13日	株式会社栄翔運輸（法人番号1130001031542） 代表者竹田博	京都府京都市中京区聚楽廻東町17番地	本社営業所	京都府京都市南区吉祥院這登東町34	輸送施設の使用停止（30日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年8月22日、同年9月18日及び同年10月31日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項及び第2項）、(3)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、(4)運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年4月13日	株式会社陸送ネット(法人番号4020001087691) 代表者西口高生	京都府宇治市槇島町南落合106番地	本社営業所	京都府宇治市槇島町南落合106番地	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和元年7月17日、同年9月19日及び同年12月2日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置)(法第9条第1項)、(2)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	5	5
令和2年4月15日	有限会社大惣(法人番号9122002011467) 代表者村田充弘	大阪府大東市南新田1-410-1	本社営業所	大阪府大東市南新田1-410-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	平成31年4月16日、同年4月26日及び令和元年11月7日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(3ヶ月点検)(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	6	6
令和2年4月23日	株式会社安居物流(法人番号8150001016634) 代表者安居崇智	奈良県葛城市柿本307番地1	本社営業所	奈良県葛城市柿本307番地1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項	令和元年11月20日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置)(法第9条第1項)、(2)乗務時間等の告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年4月23日	株式会社北南商事（法人番号1130001038579） 代表者 西村良信	京都府城陽市平川中道表62-1	本社営業所	京都府京田辺市薪里ノ内62	事業停止（7日間） 輸送施設の使用停止（180日車） 輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第4項	平成31年2月27日及び令和元年6月25日、前回行政処分の違反項目の改善が見受けられなかったことを端緒に監査を実施。15件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可違反（営業所の位置）（法第9条第1項）、（2）事業計画変更認可違反（自動車車庫の位置）（法第9条第1項）、（3）事業計画変更認可違反（休憩・睡眠施設の位置）（法第9条第1項）、（4）事業計画変更事前届出違反（各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反）（法第9条第3項）、（5）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（6）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（7）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（8）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（9）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（10）運転者に対する指導監督の記録違反（安全規則第10条第1項）、（11）定期点検整備の実施違反（3ヶ月点検）（安全規則第13条、道路運送車両法第48条）、（12）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第15条）、（13）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（14）社会保険等加入義務違反（法第25条第2項）、（15）報告義務違反（法第60条第1項）	68	42
令和2年4月24日	株式会社中田運輸（法人番号4120001163004） 代表者 中田浩一	大阪府大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号	本社営業所	大阪府大阪市大正区南恩加島4丁目2番21号	輸送施設の使用停止（140日車）	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第4項	令和元年9月10日及び同年11月15日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。13件の違反が認められた。（1）事業計画変更事前届出違反（各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反）（法第9条第3項）、（2）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（3）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（6）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（7）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（8）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、（9）運転者に対する指導監督の記録違反（安全規則第10条第1項）、（10）初任運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（11）定期点検整備の実施違反（3ヶ月点検）（安全規則第13条、道路運送車両法第48条）、（12）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第15条）、（13）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）	14	14

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年4月27日	大阪星友運輸株式会社（法人番号3120001157213） 代表者石田信行	大阪府門真市四宮3丁目2番33号	本社営業所	大阪府門真市四宮3丁目2番33号	輸送施設の使用停止（100日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年11月26日及び同年12月20日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2)健康状態の把握義務違反（安全規則第3条第6項）、(3)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、(4)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、(5)乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(6)運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	10	10
令和2年4月28日	龍野運輸商事有限会社（法人番号3140002031927） 代表者三木裕	兵庫県たつの市揖西町小神600	本社営業所	兵庫県たつの市揖西町小神600	輸送施設の使用停止（70日車）	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和元年11月29日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、(2)健康状態の把握義務違反（安全規則第3条第6項）、(3)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、(4)点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、(5)乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、(6)運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、(7)運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、(8)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	7	7